

川崎市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等（以下「処理機等」という。）を、自ら使用する目的で購入した者に対し、その費用の一部を助成することについての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機等」とは、家庭から排出される生ごみを微生物分解、加熱乾燥等減量化・資源化する機器及び容器並びに生ごみコンポスト化容器等に必要とされる基材とする。ただし、焼却炉及びディスポーザー（減量化・資源化できないもの）は除くものとする。

(助成)

第3条 市長は、次の各号に該当する者で、処理機等を購入した者に対し、あらかじめ予算に定められた範囲内で助成金を交付する。

- (1) 本市に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。
- (3) 自己の責任において処理機等を設置し、適切に維持管理することができること。
- (4) 処理機等により生成される堆肥等を有効に活用できること。

2 助成の対象となる処理機等の数は、1世帯につき1基とする。ただし、生ごみコンポスト化容器、密閉式生ごみ処理容器及びコンポスト化容器等に必要とされる基材については年間4基までとする。

(助成額)

第4条 助成金の額は、購入合計金額の2分の1以内とし、限度額は、10,000円とする。

2 前項の場合において、助成金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書兼設置報告書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（1）当該処理機等購入の領収書

（2）当該処理機等の保証書の写しその他製造番号が確認できるもの（製造番号がある処理機等の場合に限る。）

（3）当該処理機等の設置状況のわかる写真

（4）その他市長が必要と認める書類（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請を受けた場合においては、その内容を審査し助成の可否を決定し、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(警察本部への照会)

第7条 市長は、必要に応じ申請者又は前条の交付の決定を受けた者が、暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(助成金の取消し等)

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が、次に掲げるいずれかに該当すると

きは、既に交付された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請があったとき
 - (2) 暴力団員であることが認められたとき
 - (3) その他不正な行為
- (委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定める。

(協力)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる生ごみの減量化・資源化の普及に関する調査等について協力を求めることができること。

附 則

この要綱は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 「川崎市生ごみコンポスト化容器設置費助成金交付要綱」は、本要綱施行をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 6 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書兼設置報告書

年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者 住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 T. S. H 年 月 日 生

電話番号 _____

email _____

川崎市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

購入した機器の種類		購 入 内 訳		
<input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機		税込単価	円 × 1基 =	円
<input type="checkbox"/> 生ごみコンポスト化容器		税込単価	円 × 基 =	円
		税込単価	円 × 基 =	円
<input type="checkbox"/> 密閉容器		税込単価	円 × 基 =	円
		税込単価	円 × 基 =	円
<input type="checkbox"/> その他（ ）		税込単価	円 × =	円
※ 生ごみコンポスト化容器、密閉容器及びコンポスト化容器等に必要とされる基材については年間4基まで。その他の機器については1基までです。同じ種類の容器で単価の違うものがあるときは2段書きしてください。				
購入機種	メーカー			
	型式または容量			
	製造番号			
申請者	住居形態	<input type="checkbox"/> 一戸建	<input type="checkbox"/> 共同住宅（マンション、アパート等）	
	ご家族人数	人		
購 入 店		<input type="checkbox"/> 市内店	<input type="checkbox"/> 市外店	<input type="checkbox"/> インターネット・通販 <input type="checkbox"/> その他

※ 添付書類 ・領収書の原本（宛名は申請書類と同一とし、機器名称が入っていること）

・保証書の写しその他製造番号が確認できるもの（製造番号がある処理機等に限る）

・設置状況のわかる写真・助成金振込依頼書

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

助成金交付決定額 (記入しないでください)	円
--------------------------	---

家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで交付申請のありました、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金については、
川崎市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱の規定に基づき、次の条件をつけて交付します。

交付決定額 円

年 月 日

川崎市長名

偽りその他不正な手続きで助成金の交付を受けたときは、助成金の全額又は一部を返還してもらうことがあります。

(環境局生活環境部減量推進課)